会 議 録

会議名(審議会等名)		平成 2 9 年度 第 1 回 川西市男女共同参画審議会		
事 務 局 (担 当 課)		市民生活部 人権推進室 人権推進室 (内線2411)		
開催日時		平成29年5月31日(水) 19時00分~21時00分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出	委員	橋本 有輝 委員	中谷 文恵 委員守 如子 委員	西尾 亜希子 委員
席	その他			
者	事務局	市民生活部長 大屋敷 信彦 人権推進室長 髙橋 裕美子 人権推進室主幹 田中 肇 同主査 山下 昌伸 こども未来部 子育て・家庭支援課長 増田 善則 (指定管理者)男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 同マネージャー 藤森 啓子		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の				
場合	は、その理由			
	会議次第	辞令交付 市長あいさつ 委員紹介 議題1 正・副会長の選出について 議題2 平成29年度 川西市男女共同参画庁内推進体制について 〈資料1・2・3・4〉 議題3 「川西市男女共同参画プランの見直しについて(答申)案」 について〈資料5〉 [第3次川西市男女共同参画プラン(改定版)素案5/31] 議題4 その他 ○次回審議会の日程について		
	会議結果 別紙のとおり			

【審 議 経 過】

事務局より、本日の欠席委員の連絡と配布資料の確認を行う。 市長より審議会委員の委嘱状の交付を行う。 大塩市長よりあいさつ 委員の自己紹介と事務局職員の紹介を行う。

議題1 正副会長の選出について

川西市男女共同参画審議会規則に基づき、会長及び副会長の選出を行う。 事務局より、会長に 和田 聡子さん、副会長に 西尾 亜希子さんを提案され、全出席委員から承認される。

議題2 平成29年度 川西市男女共同参画庁内推進体制について

【会長】: それでは議題2の平成29年度川西市男女共同参画庁内推進体制に入りたいと思います。まず事務局よりご説明よろしくお願いたします。

【事務局】: それでは平成29年度川西市男女共同参画庁内推進体制につきましてご説明申しあげます。まず資料1をご覧ください。平成15年度に男女共同参画に関する本市の基本的な方向性や具体的施策を明らかにする男女共同参画プランがスタートしましてから、庁内の推進体制として、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的に男女共同参画プランの効果的な推進を図ってまいりました。平成25年度からスタートしました第3次川西市男女共同参画プランにおきましても、引き続き大塩市長を本部長としまして、特別職、部長級職員等で構成します男女共同参画推進本部を設置しております。またその下部組織といたしまして、市民生活部長を幹事長に関連所管および各部署担当の課長級職員等で構成されます男女共同参画推進本部幹事会を設置しております。

推進本部会議の役割は、緊急かつ重要な施策の目標および方針を明確にし、下部組織であります幹事会に対し、 重要施策の推進状況の確認および問題点や課題の提唱を行い、男女共同参画職員研修会の実施やその他重要事項 についても検討を行っています。また男女共同参画審議会からの助言を受けまして、方針決定を行うこととして おります。幹事会では推進本部の方針決定を受け、重要施策に関連する所管の幹事等で構成されます重要施策推 進部会を設置するなど、庁内における男女共同参画施策の推進を図ってまいります。

次、資料2と3をご覧いただけますでしょうか。資料2と3につきましては、推進本部委員の名簿、幹事会、 幹事の名簿を参考までに掲載をさせていただいております。

次に重点施策推進部会についてご説明させていただきます。資料 4 をご覧ください。重点施策推進部会としまして、市政に関わる意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進を行っています、審議会女性委員登用促進部会を設置しております。次に男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実を行います、仕事と生活の調和、ワークライフバランス推進部会を設置しております。

そして 3 番目としまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶を行う女性に対する暴力対策部会を設置しまして、取り組みを進めてまいります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】: ありがとうございました。ただいまのご説明について、委員の皆さまにおかれましては、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。特に今期より新しい委員の皆さまには、事前に事務局より資料を送付いただいているとは思いますけれども、なかなかちょっと分かりにくい部分とか、前回からのずっと継続でこういう推進体制、庁内でやっているということなんですけれども、改めてお気付きの点とか、ちょっとその辺がもうちょっと詳しく知りたいとか、何でも結構ですので、よろしければご質問いただけたらと思います。どうぞ。

【委員】: 今、詳細な資料という部分ではいただいているんですが、例えば平成28年度のときに、この部会なんかは何回ぐらい持たれているのかとか、それから基本的な課題がありますから、こういうふうなところがよくなったよとか、前進したというようなところを少し紹介をしていただけたら、よりよく分かるのかなと思いますので、その辺りをお教えください。

【事務局】: 推進部会のほうは 1 回行いました。それから重点施策推進部会のほうなんですが、審議会女性委員登用促進部会というのは、書面においてやりとりをしたということでございます。それから仕事と生活の調和の促進部会におきましては、職員に対しワークライフバランスの研修会を実施いたしまして、それをもって部会にさせてもらいました。それから女性に対する暴力対策部会につきましては講演会のほうを実施いたしました。以上でございます。

目に見える効果ということでございますが、審議会の女性委員の登用促進部会におきましては、27 年度が25.7%という登用率でありましたが、28 年度につきましては25.9%と若干ではございますが、登用率が上がっております。現在女性の委員がいない委員会や審議会、30%を切っている委員会の所属する部長に対しては、当部長から依頼文を出しまして、クオーター制などを利用して審議会の登用率を上げるように依頼をしている状況でございます。ワークライフバランスにつきましては、ちょっと目に見える効果というのは難しいのかなと思います。あと女性に対する暴力対策部会はいかがですか。

【子育て・家庭支援課長】: 市民向けの講演会を開催しています。児童虐待の部分と DV の部分と両方の要素を併せ持った形で講演会を開催して、市民の方、それから民生児童委員の方とか、そういう市民の方に主に参加いただいて、効果というか日ごろの市民の皆さんが講演を聞いていただいた中で、今後そういう周りにそういったことがあった場合に、例えば市のほうに通報していただくとかそういう意識を持ってもらうという形で講演の中ではお願いしたと、そういった状況になっております。

【委員】: ありがとうございます。なかなか進んでいかへんなあと、本当に何年も思ってるんですね。担当はすごく頑張っていただいてるというふうに思っていますが、本当にこのいつも名簿を見るにつけ、がくぜんとしてしまう。もちろん市の職員さんの働き方というところではね、女性が活躍するどころか、産休明けでしか育休なんかなかった時代というのが私の年代ですからね。その当時の方たちが辞めておられるというところは、今の部長級に女性の名前が挙がって来ないという一番の大きな要因だと思いますけども、きっとそれだけではないんだろうなというふうに思いますし、審議会等の部分でも、一定のところまでは行くんだけれども、その後が進まない。私、比較的審議会、傍聴にできるだけ入るようにしているんですが、あまり顔ぶれが変わらないみたいな状況があるんですね。なので、本当にオール川西でいろんなものを盛り上げていこうと思うと、女性の登用だけではなくて、今日も市民公募の方が入っていただいてますけれども、さまざまな分野から、さまざまな団体からも含めて入っていただくことが、より広範なところが広がっていくんだろうなというふうに思っています。

先ほど会長が本当におっしゃったけれども、この男女共同参画が前へ進まないと、本当の意味での女性進出なんていうのは行かないんだよっていうのは、まさにそのとおりだなと思っていますので、さっきも言いましたけども、気付いた人たちからやっぱり発信をしていって、行動を起こしていくということをね、ぜひ私たちもしていきたいし、今日も残念ながら校長先生と男性の委員さんがおられないので、より男性の方にその役割を担っていただけたらとてもうれしいかなと思いますし、その立場からもまた発言もしていただけたら私たちもいい刺激が受けれるのかなって思いますので、これからも期待をしていきたいと思います。

【会長】: ご意見ご質問ありがとうございました。今の委員のご発言というのは、たぶん新しい方々、今までのプロセスだとか進捗というのをちょっと分かっていただけたかと思います。その辺も踏まえまして、意外と好意的には進んでるんじゃないのと思われてる方、それから、いやいややっぱりもっとだと思われる、いろいろなご意見あるかと思いますので、簡単な、資料をご覧になって。今日新しい方は4名でしょうかね。せっかくですので、この推進体制とちょっと議題2のところで、ちょっと一言ずつ、ご質問でもいいですし、感じられたこと、

本当に率直なところで結構です。 ちょっと新しい方からご発言いただけたらと思います。 五十音順で行きたいと思います。

【委員】: まだちょっと、まだ変な話ですが、様子伺いさせていただいておりまして、まだ何と言うか、これという何と言うか意見というのはまだ持ち合わせておりません。

【会長】: 感想でも結構ですけど。

【委員】: 感想と言われても、まあ私も何年か関わってるね。ここの審議会には関わっておりませんが、男女参画というのはまあ教員時代からも関わっていますけれども、まだちょっと分かりかねる状態でいます。というのは、私たちは具体の話をいろいろやってきておりますので、今こういうことで女性登用とかそういうこと、それも大事だと思いますし、ワークライフバランスももうそれは第一のことだと思っておりますけれども、ちょっとまだ、申し訳ないですが、そういうことで。

【会長】: ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

【委員】: 私も初めてでちょっと全く全体的な所が見えてないんですけれども、一つすごく枝葉な話で申し訳ないんですけれども、DV の話なんですけれども、おそらくこういった市のホームページであったり、市の広報であったり、ちゃんとした形ですごく広報というのはなされてると思うんですけれども、普通の人は普通にそういうのは読んでるんだけども、意外とこういう本当に DV を受けてて困っている人というのは見てないから、それは間違ってると分かっていない負の連鎖みたいなものがあると思うので、ちょっと他市なんですけれども、スーパーのトイレに貼り付けてる市がありまして、いつも私それ見ていいなと思うんですけど、スーパーのトイレってどんな人でも絶対入りますし、トイレの間って暇なんで読んだりするんで、広報をもう少し広げたらいいんじゃないかなという意見はあります。

【会長】: 早速貴重なご意見ありがとうございます。今日男性少ないので、ぜひ積極的に発言を。

【委員】: やっぱりこれだけの職員の方のご足労や皆さん仕事忙しい中、時間を使って議論をしていく以上は、やっぱり成果、実のある議論をしないと本当に意味がないと思うし、そういう意味ではこれから、私始まったばかりなんですけど、実のある議論をして、何かしら具体的な施策につながるような、そういう審議会になったらいいなって思っています。

【会長】: ありがとうございます。

【委員】: ちょっとまだいろいろ分かっていないので、拝見した感じから何を言おうかなっていう、ちょっとまだ分からない感じなんですけども、そうですね、何か市として、対策として、特にこう何て言うんでしょうね。やれること、意味ある形でやれることは何かなというのをちょっとお話を皆さんの伺いながら、一緒に考えていけたらなというふうに思いながら、お話を伺っておりました。

【会長】: ありがとうございます。

【委員】: 全く初めてで分かりませんので、今日はね、ちょっとまあいろいろと聞かせていただいたらと思ってますので、まだこれ資料も何も見てません。すみません。

【会長】: 前任の人からの引き継ぎは。

【委員】: それももう全然。(ありません)

【会長】: そうですか。分かりました。ありがとうございます。皆さまにちょっと一言ずつということで、最初潤滑油的に委員が今までの、まあ前回からどういう議論があって、進捗がちょっとまだこういう状況だということでしたので、皆さまにどういうふうにお感じかというのをちょっと聞きたかったということですので、どうぞ皆さま、引き続き、次の議題の所でもちょっと詳しくまた知っていただきまして、改めてまた皆さま、ほかの引き続きの委員の方にも積極的にご発言いただきたいと思います。

【委員】: 資料 4 の配偶者等からのあらゆる暴力の根絶の所なんですけど、部会名が女性に対する暴力対策部会になっています。で、DV の多くは、男性が女性に対して暴力をふるうということが多いと思うんですけれども、男性が被害者である場合も実際にあるのです。川西でもそういう相談があって、妻は子どもに対して夫の実際ないような悪口をどんどん伝えて、男性が精神的に苦しい状況に置かれるとか、そういうことがあって、実際その被害に遭われた男性が、いろいろ相談窓口探されたけども、男性を守るような、受け入れるような相談窓口がなかなかないなあということで、相談を受けたこともあるんですけど、その辺のところですね、部会名、女性に対する暴力対策部会なんですが、ドメスティックバイオレンス全般ということになったら、少数の事例しかないかもしれないけど、男性の DV 被害も救済するというような視点も私はいるのではないかなと思うのですけど、その辺はいかがでしょうか。

【会長】: 事務局、それについてのご返答、何かあったらよろしいでしょうか。

【事務局】: 委員がおっしゃるとおり、男性に対する暴力もあることは承知はしております。ですが、今現在女性に対する暴力、生物学的に女性のほうが被害に遭うということが多いということで、現在は女性に対する暴力対策部会ということで進めております。今年度につきましては、女性に対する暴力対策部会ということですので、今後そういうことも視野に入れて考えていかないといけないなというふうには感じておるところです。以上です。

【会長】: ありがとうございます。ということは今後名称変更ですね。部会の。市民に対する。市民全体の暴力対策とか、部会だとか、あらゆる暴力に対する根絶の部会だとか、何かそういう女性特定というのが、ちょっと委員おっしゃるのは、本当に言葉の暴力だとかいろんな暴力が本当にあって、男女問わずというところですので、その辺りのご検討という意味で受け取ってよろしいんでしょうかね。

【事務局】: はい。

【会長】: 特にこの辺りに関しましても、副会長はよくいろいろとご発言いただいておりましたので、ちょっとご 意見をお伺いしてよろしいでしょうか。

【副会長】: 委員のご意見は本当にもっともだと思っておりまして、例えば妻と子どもが一緒に出かけてしまうけれども、夫だけ置いてきぼりという、そういうケースもまたあると思うんですね。そういうふうなあまり暴力っていうふうには認知されないようなことでも、やはり男性がしんどいという部分もあると思います。5年前ぐらいに一度この場でも議論になったかと思うんですけれども、女性相談窓口かな。何か女性電話相談何とかっていう名前が当時ついてたと思うんですが。

【事務局】: 女性のための相談。

【副会長】: 女性のための相談。 すみません。現在はどのような名称になっているのか。また男性からの相談件数はどれぐらいあるのか、もしも把握されていたら教えてください。

【事務局】: 現在も女性のための相談ということで、男性の相談は実施しておりません。他市の状況を調べましたけれども、現在は近隣の市全て男女共同参画センターでやっている相談は女性のための相談ということで、女性の相談が多いです。県のほうや大阪市でやっている男性のための相談をご紹介するということで、現在は対応をしているところです。一度調べましたら、男性のための講座という中に男性相談も実施をしたとかいうこともありましたけれども、実際は相談はほとんどなかったというふうには聞いております。人権推進室におきましては、人権相談というのを実施しておりまして、月に1度人権擁護委員が人権相談をしております。また人権推進室のほうでも随時相談を受けておりますので、男性からの相談もありますので、その中で DV であったりすること、聞くことは可能ですので、そこにおいて対応を今のところしたいというふうには考えております。

【副会長】: そうですね。今人権相談のほうで対応されているということはよく分かったので、そういう方法もあるのかなとは思うんですけれども、ですがやっぱり男性は男性ゆえにより女性よりも相談しづらいということはあると思うのですね。やはり男らしさへのこだわりだとか、何かいろいろそういうまた別のプレッシャー等があると思うので、やはりそういうような声も聞いていく体制というのはつくっていくことは大事かなというふうに思います。

【センター長】: じゃあ少しだけ現場の男女共同参画センターのほうで女性のための相談っていうのは、今 DV の配暴センターができたので、ちょっと切り離しで、女性のありとあらゆる悩みあるいは DV のときでも気持ちの整理をするカウンセリングという部分で受け持ってるんですけれども、男性からの相談というののお問い合わせは、年に1回あるかどうか。私たちが今まで7年間携わった中でそんな感じで、7年間で2回ぐらいでした。県のほうが今、月に何回かな。男性相談の日を電話相談を設けてらっしゃるので、さっき事務局がおっしゃったように、それをご紹介したり、あと大阪市でやっていたり、あるいは民間の大阪のほうで2つほどの男性相談をやってらっしゃるので、そういう情報はちゃんと提供はしています。それ以上の私たちのセンターでも体制をつくるのは、ちょっとなかなか今は難しいので、ただありませんではなく、情報提供だけは必ずきちっとするようにしています。

【委員】: 今大阪市で関わっておりますので、現実としてあれですが、男性相談増えてます。男性相談の部門、私は女性相談のほうにおるんですが、男性相談の部門はまた別にあります。そこで電話相談とそして面談という形をされてますが、すごく増えてます。これは現実なんですけれども、増えてるというのも、私、現場の元教員だったんですけれども、約12~13年ぐらい前から、現実男の子のほうが弱くなってきてます。女の子にやられる。暴力的にやられるっていうことが増えてきた現実があります。その子たちが、まあ私もだから離れて何年かたつんですけれども、今大きくなってきて、ちょっと今もうちょっとしたら DV というのがちょっと逆になる可能性が出てくるんじゃないかなって、多くなるんじゃないかなっていうことを今大阪市で話してるんですけれども、本当どんどん増えております。だから今後、男性相談の講座もよく大阪市がしてるんですけれども、やっぱり必要かなと思います。以上です。

【会長】: ありがとうございました。委員のご質問からいろいろ膨らんできましたけれども、やはり女性に対する暴力対策部会という名称が、今後の予測といいますかね。現在も男性が非常に増えてきてる状況から見ましても、少し女性に特定するよりは、もう少し男女という部分でとらえ直すということがやっぱり必要ではないかというふうに感じるところでございますので、その辺事務局またご検討をぜひよろしくお願いいたします。 ほかに。

【委員】: 今のことなんですけどね、私先ほど委員がトイレにもカードを置いてある。私も見たことがあるんですけれども、私この男女共同参画ってすごいすてきやなって思ったのは、セクシャルマイノリティの話も結構ずっと積み重ねてきて、男女共同という、この男と女と分かれるということもちょっとこのごろは違和感あるよねっていうところの議論にあると思うんですね。もともと DV も今まさに増えてきたっていうのは、潜在的にあったものが、DV とやっぱり一定位置付けられて、声を上げていいんよねっていうところから数がやっぱり増えて

いった。あ、なんだ、声を上げていいんだねっていうところから、また男の人たちも相談に行けるようになってきた。いよいよ私は、この配偶者というところでは、デート DV の問題もありますから、子どもたちもいわゆる恋人同士で、今はそういう意味では女の子同士という恋愛もあるかも分からないしというところでは、何かそういうところで力関係の暴力だけではなくて、言葉も含めたそういう部分が見えたときに、誰でもどこでも相談に行く場所があるんだよっていう発信をやっぱり市のほうがしていただきたいなと。だから困ったときに、女だからとか、男だからとか、子どもだからじゃなくて、何か自分が違和感あったときに駆け込める場所。もしもそれが今の人権相談ならば、もっとなんかとても分かりやすいような発信をしてあげることがすごく大事かなと。

だから先ほど、男の人は今までの価値観の中で言いにくかった。でもそれが言えるようになってきた。そうしたらもっと言いにくい、例えば同性愛の方だとか、というようなことなんかも含めてね、やっぱり発信できる場所みたいな所を確保していくところを何かオープンにしていってあげれたら、もっと気楽に相談にも行けるし、先ほど児童虐待で意識を持っていただくという話がありましたけれども、きっとそういうことがあるのかなと。去年のちょうどね3月の最後の審議会のときに、子どもさんが自分の性の部分でカミングアウトしたという話をされていましたから、それが少数ですごいよね、ではなくて、そんな人たちがみんな自分から自ら声を上げる場所があるんだよっていう PR ができるようなものになっていってくれたら、すごくうれしいなというふうに思ってますので。

【会長】: 今日、配暴センターの所管のほうから何かありませんでしょうか。

【子育て・家庭支援課長】: 今の現状だけちょっと。さっきの女性に対する暴力対策部会の話もありましたけど、今の配暴センターのいろんな相談を受けてる現実としては、男性からの相談は年に 1 件あるかないかぐらいの話です。こちらのほうでしてる支援としては、やはり圧倒的にも力の差。精神的なこともあるとは思うんですけども、やっぱり暴力的な肉体的な暴力とか、性別が違うがゆえの圧倒的な威圧感。男性から女性に対するというものを、やっぱり耐えておられる方。それに対する対応として夜逃げみたいな形で逃げられることもあるし、保護施設に入られたりとか、それから。まあ施設についても、例えば母子生活支援施設とか、それから女性家庭センターとか受け入れ施設もあるんですけども、それについても女性に対して受け入れになっているということと、そういった形の相談と支援が現実には多いかなというふうには感じております。

議題3 「川西市男女共同参画プランの見直しについて(答申)案」について

【会長】: 議題 3 のほうに移りたいと思います。現在策定中の川西市男女共同参画プランの見直しについての方針案でございますけれども、ずいぶんと事務局が改正に改正を重ね、今日皆さんのお手元にございます 5 月 31 日版が前期までの修正を入れ込んでいただいた案ということになります。昨年度 2 回の審議で大きくいろいると見直したところでございます。その辺の経過報告をお願いしたいと思います。

【事務局】: そうしましたら経過報告をさせていただきます。プラン改定作業部会につきましては、先ほど会長のほうからもお話がありましたけれども、昨年度の会長、副会長さんを含みます審議会委員 6 人で構成されまして、部会長さんの下、昨年11月25日と12月27日の2回開催されました。プラン改定の事務局素案をたたき台としまして、多数のご指摘、ご意見をいただきました。本日配布させていただきました第3次男女共同参画プラン見直しに係る審議会検討経過と答申までの今後のスケジュール案をご覧いただけますでしょうか。

まず11月25日の第1回の作業部会では、主に「第1章 第3次男女共同参画プラン改定版の策定について」から、「基本計画4 あらゆる人が安全で安心して暮らせる環境づくり」までをご審議をいただきまして、12月27日の第2回の作業部会では、主に「基本目標5 配偶者等からのあらゆる暴力、DV の根絶」から「基本目標6 男女共同参画施策の推進と進行管理」までをご審議いただきました。

その後、今年1月27日に開催されました第3回審議会全体会議では、男女共同参画に関する市民意識調査の中間報告につきましてご審議をいただきますとともに、プラン改定作業部会のご意見を踏まえまして、事務局の

ほうで修正をしました見直し案を提示させていただきました。また3月22日の第4回審議会全体会議では、第7期、前回の審議会委員さんの任期内の最後の審議会となりましたことから、プラン修正案に対する具体的な審議といいますよりもプラン見直しに関する全体的なご意見、ご感想などをいただきました。

そして本日資料5としてお示ししましたものが、1月27日の修正案素案に第4回審議会、事務局のほうで修正を加えたものでございます。以上簡単ですが2回のプラン改定作業部会とその後の経緯につきましてのご報告とさせていただきます。

【会長】: ありがとうございました。 じゃあ引き続きまして答申案につきましての説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】: そうしましたら、川西市男女共同参画プランの見直しについて、答申案につきましてご説明させていただきます。資料 5 をご覧ください。今回の改定版素案の作成にあたりましては、国の第 4 次男女共同参画計画、女性の就業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法。それから兵庫県の第 3 次兵庫県男女共同参画計画であります「ひょうご男女いきいきプラン 2020」、それから他市の男女共同参画計画、川西市男女共同参画推進条例などの内容を踏まえ作成をいたしました。なお、今回は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を基本期間とします第 3 次川西市男女共同参画プランの中間年にあたります改訂でありますことから、大幅な見直しをせず、社会情勢の変化などを踏まえた改訂ということで作成をしております。プラン改定作業部会では、たくさんのご指摘、ご意見をいただきましたので、その全てをご説明することは時間的にできませんので、主に施策の体系と本文の内容が大きく変わった点に絞りまして、ご説明をさせていただきます。

資料5の第3次川西男女共同参画プラン改定版素案51の1ページをご覧ください。ここではプラン策定の趣旨と背景としまして、平成27年8月に女性活躍推進法が制定されましたことにより、女性の就業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展やその他社会情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会を実現していくことが求められていることや、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間として策定された現行プランの中間年見直し時期にあたりまして、女性活躍推進法の趣旨に基づく女性活躍推進計画を包含した改訂版を策定することを記載しております。

次に現行プラン策定後の世界の動き、2ページから4ページにかけましては、国や兵庫県、川西市の動きを記載しております。4ページの2つ目のひし形のところですけれども、ここでは平成28年5月に川西市男女共同参画プランの見直しについて、市長から本審議会に諮問がなされ、平成29年度には審議会から市長に答申が出されるということも記載しております。5ページでは計画の位置付けとしまして、本プランが平成27年に制定されました川西市男女共同参画推進条例第11条に基づく行動計画であり、男女共同参画社会基本法、DV基本法、女性活躍推進法に規定する計画であることなどを見た目にも分かりやすいように関係図も入れまして記載しております。

6ページ、7ページをご覧ください。第2章川西の目指す社会の1、これまでの実績と今後の課題では現行プランでは18の主な課題が列挙されておりましたが、次のページの基本的な考え方やその次のページの重点課題と重複するため削除しております。

10 ページをご覧ください。重点課題の5つ目、男女共同参画推進条例の周知徹底ですが、現行プランでは男女共同参画に関する条例の制定となっておりましたが、平成27年に条例が制定されましたので、このように修正しております。

11 ページの施策の体系をご覧ください。基本目標 3、仕事と生活の調和、ワークライフバランスの推進、基本課題 6、男女ともに築くワークライフバランスの推進、施策の方向 についてですが、現行プランでは、「庁内ワークライフバランスの率先行動の推進」となっておりましたが、女性活躍推進法第 7 条に基づく事業主行動計画を川西市においても定めておりますので、ここは「川西市特定事業主行動計画に基づく取り組みの推進」に修正しております。

基本目標 4、「あらゆる人が安全で安心して暮らせる環境づくり」については、現行プランでは「男女が安全で安心して暮らせる環境づくり」となっていましたが、セクシャルマイノリティの方々もいらっしゃいますこと

から、「男女」を「あらゆる人」に修正しております。

また基本課題 9、さまざまな暴力の根絶、施策の方向 についてですが、現行プランでは「セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止対策の推進」となっていましたが、マタニティハラスメントなどもございますので、「各種ハラスメント防止対策の推進」に修正しております。

基本目標 5、配偶者等からのあらゆる暴力 DV の根絶、川西市配偶者等からの暴力対策基本計画、基本課題 11、施策の方向 1 についてですが、現行プランでは「相談体制の整備、各種相談窓口の充実、連携強化と市民への周知徹底」となっていますが、平成 28 年に川西市配偶者暴力相談支援センターを開設しましたので、基本課題を「相談体制の充実」にしまして、施策の方向を「配偶者暴力相談支援センターの充実と各種相談窓口との連携強化、市民への周知徹底」に修正しております。

基本課題 13、被害者の自立支援、施策の方向 についてですが、現行プランでは 生活の安全に向けた支援、 経済的自立に向けた支援となっていましたが、1 つにまとめるほうがよいとのご意見をいただきましたので、 生活の安定、経済的自立に向けた支援に修正をしております。

また基本課題 14、推進体制の整備ですが、推進体制の強化のほうがよいとのご意見をいただいておりましたが、修正が漏れておりました。誠に申し訳ございませんが、「整備」を「強化」に修正していただきまして、推進体制の強化としていただきますようによろしくお願いいたします。

それから少し飛びますけれども、16ページをご覧ください。16ページの基本課題 2、男女共同参画に関する教育の徹底ですが、下から 2 つ目の黒丸の所で、メディアリテラシーの向上のための啓発と学習、それから一番下の黒丸の所では、多様な性のあり方や生き方への理解を得られるよう、啓発、学習することの必要性を新たに記載しております。

続きまして 21 ページをご覧ください。基本課題 3、政策方針決定過程への女性の積極的参画促進の一番下の 黒丸の所ですけれども、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう、積極的 な取り組みが必要であること、そのために役職段階ごとの女性登用の目標を設定することを新たに記載しており ます。

26 ページをお開きください。基本目標 3、仕事と生活の調和、ワークライフバランスの推進ですが、現行プランでは経済最優先であった高度経済成長期の日本社会の弊害からワークライフバランスの必要性を論じていましたが、改訂版では女性活躍推進法が求めているものや、平成 28 年に実施しました男女共同参画に関する市民意識調査から見えてきたワークライフバランスを進める上での問題点などについて記載しております。

27 ページをご覧ください。基本課題の働く場における男女共同参画の促進では、上から3つ目の黒丸の所ですけれども、市も兵庫県が実施している「ひょうご仕事と生活の調和」推進企業認定制度やひょうご仕事と生活のバランス企業表章制度、PRを積極的に行い、応募、表彰される事業者を増やし、これら優良企業の情報を市民などへ情報発信することの必要性を記載しております。

次に31ページをご覧ください。一番下の黒丸の所ですけれども、川西市特定事業主行動計画に基づき、女性 職員の活躍推進に向けた取り組みを記載しますとともに、31ページに移りまして、男性職員の育児休業などの 取得に向けての取り組みについて記載しております。失礼しました。32ページです。失礼しました。

少し飛びまして、43 ページをご覧ください。43 ページの一番下の黒丸の所ですけれども、児童虐待に関する 講座の開催や、川西市要保護児童対策協議会を通じた児童虐待の早期発見、早期対応について記載しております。 46 ページから 58 ページにつきましては、主に川西市配偶者暴力相談支援センターを開設しましたことにより ます修正でございます。

59 ページをお開きください。59 ページ、基本目標 4、男女共同参画施策の推進と進行管理ですが、川西市男女共同参画推進条例の制定について記載しております。続きまして 60 ページをご覧ください。上から 3 つ目の 黒丸の所ですが同条例第 21 条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対し、市民などから 苦情、または意見の申し入れがあったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速に対応します。また性別による 差別的取扱い、その他男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民などから相談の申し入れがあったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うことを新たに記載しております。

4 つ目の黒丸の所では男女共同参画センターは男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ団体の自

主的活動の場の提供、相談、調査、研究など、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民などの活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点ですという一文を加えております。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【会長】: ありがとうございました。特にわれわれが昨年度から行ってまいりましたいろんな作業部会を通じて審議したものを、事務局側にずいぶんと入れ込んでいただいたものになっております。一応中間プランということで、今事務局からもご説明ありましたけれども、全改訂ではないということもありますので、ちょっともともとのものを残しつつですけども、時代遅れだけ、もう本当にスピードに変化しておりますので、時代の対応ということは必要だということで、その時代の対応の部分が結構多いことから、どうしてもかなり作業部会でも触らざるを得ないところはずいぶんとあったということが現実でございます。そういった中で一応下線部の所ですね。それとか一番強調して変更した部分とかを事務局から分かりやすくご説明いただいた次第でございますが、ただいまの案につきまして、ご質問、ご意見いただきたく思います。どなたからでも結構ですので、ぜひご発言を。よろしくお願いします。

【委員】: すみません。全体の流れをちょっと確認したいんですけど、今日で一気にこの議論を終えるわけではないんですよね。

【会長】: そうしたら、私、ちょっとそれご説明したほうがいいと思いましたので、スケジュール案というのは皆さんにお配りしていただいていますね。こちらのほうが、今日が5月31日ということなんですけど、ちょっと事務局から、こちら大体今後何回でという形で答申に向けてという、ちょっとご説明を先お願いいたします。

【事務局】: そうしましたらご説明させていただきます。スケジュール案をご覧いただきたいと思いますが、本日5月31日に今年度第1回目の審議会全体会を開催していただきまして、ご審議をいただくわけですけれども、あと6月下旬ごろ、それから7月下旬ごろの2回ですね。あと2回審議会を開催していただきまして、答申案のほうをまとめていただければというふうに思っております。そして8月中旬ごろには答申案の最終確認をしていただきまして、会長さんのほうから市長のほうへ答申書をお渡しいただければと思っております。答申までのスケジュールについては以上でございます。

【会長】: ありがとうございます。今の事務局のご説明ということで、今日入れまして、皆さまと、大体会議として開催いたしますのは3回ということになりまして、そのうちの今日は1回目ということでございます。ですので、今日もちろん最初から申しております初めての方は、まだまだ把握できられない部分を今日お聞きになって知られたこともあると思います。ですので、今日お聞きになった段階で、ご質問とかご意見あったら頂戴し、また次回改めて今日の議論も踏まえて、2回、3回とまたございますので、そういうお気持ちでご参加いただけたらと思います。

【委員】: 分かりました。ということは今日出てなかった案件に関して新たに今後の 6 月とか 7 月に出しても大丈夫であるということですね。

【会長】: 案件というと。

【委員】: ごめんなさい。 例えば今日話題にならなかったところに関して、 新たな例えば意見とかということを申しあげることも可能であるということですね。 今後。

【会長】: それは例えば。

【委員】: 積み上げ式の議論というよりは、というふうにとらえても大丈夫ですか。

【会長】: 例えば重点課題であるとかですね、いろいろと現状と課題とか、黒丸がいくつかというかいろいろございますよね。それに新たに一つご提案いただくと、そういう意味の話でしょうか。

【委員】: そういうことも例えば含めて、新しい提案を今日じゃなくて別な会のときにあるということも議論としては大丈夫ということでよろしいですか。

【会長】: それはもちろん結構でございます。本当に新しい視点から、委員にはぜひ、この辺抜け落ちてるよとか、 その辺は全然構いません。

【委員】: ありがとうございます。

【会長】: いかがでしょうか。ちょっと作業部会に関わってきた委員ということで。

【委員】: 作業部会はかなり長い時間をかけて、ここに載ってないこともいろいろ議論をしながら検討していきました。審議会のあり方自体にも関わってくることかもしれないんですけども、非常に細かいことまで目に行き過ぎてしまうと、もう全体的に本当に強調したいところが、逆にぼやけてしまったり、その辺のバランスが実は結構難しい分野なのかなというのは、本音のところでは感じてます。作業部会はそういう意味では、時間をいっぱい取りながら検討できて、そういう意味ではこういうやり方でプランを生み出していったというのは意味があることだったかなと思ってます。ただ特にこの審議会では、あまり細かい所に目を行き過ぎると、何と言いますか、かえって大事なところがぼやけてしまうというところは意識しながらこれから議論ができたらいいなというのは、これまでのちょっと若干の反省も含めてですけど、自分自身について考えています。以上です。

【会長】: ありがとうございます。そうしましたら、副会長、次よろしくお願いします。

【副会長】: では順番に11ページからちょっといろいろ質問だとかコメントがありますので、後でまとめてお答えいただけたらと思います。まず11ページなんですが、これは完全に私の勉強不足なんですが、先ほどの説明にもいろいろありましたが、例えば基本目標3の仕事と生活の調和、ワークライフバランスの推進の6番ですね。男女ともに築くワークライフバランスの推進の4番のところで、川西市特定事業主ですかね。行動計画という、この文言がよく出てくるんですが、資料を見ている限り何回か出てくるんですが、そもそもそれはどういうものなのかということをちょっと教えてくださいというのが1つです。

そして次に、18 ページに飛びまして、ナンバー 1 の施策の方向で保育所、幼稚園、学校などにおける男女平等教育の推進の 8 番で、下線を引いておられる、特に女性の理工系分野への進路選択を支援するよう取り組みますということで、生徒支援課、そして理工のと ころが継続っていうふうになっていますが、これは具体的にどういうことを今までされてきたのかなと。市がどこまでこれ関われる話なのかということで、ちょっと疑問がありまして、大事だとは思うんですが、具体性はどこにあるのかっていうところをちょっと教えてくださいっていうことです。

そして例えば22ページのナンバー6、ナンバー7ですと、現状が、例えば25.9とあって、目標が平成34年度には30というふうに、結構こういうふうに微々たる増加で目標。まあこれが現実的なところだということで数値目標が挙がっているんだと思うんですが、急に100%とかというふうに、すごく数字が飛躍しているところが何カ所かありまして。すみません、今ちょっと具体的には言えないんですけど、何かすごく極端に、目標数値が高い所がありまして、その辺は大丈夫なのかな、本当にその辺大丈夫ですかっていうところがあります。

あと 28 ページですが、評価指標の 13 番ですね。30 歳から 39 歳の女性の就業率で、現状が 60.3%であるに もかかわらず、目標が 55%になってまして、これ下がってるんです。これは何か間違いなのではないかという ことです。 あと32ページですけれども、17番で保育所の待機児童数。現状は平成28年度の数字がまあずっと出てまして、32人になっていますが、数字的には平成28年度のものを出しておられるので、ここは変えようがないと思うんですが、実際今年度に入りまして、どの程度増えているのか、もしも極端に増えているとすれば目標を0にすることは可能なのかどうか。その辺りをまた教えていただければと思います。すみません。長くなりました。

【事務局】: 川西市特定事業主行動計画っていうものなんですけれども、これは女性活躍推進法の中に 300 人以上の就労者がいる所については、一般事業主行動計画を地方自治体は、特定事業主行動計画を作らないといけませんということで、法律に定められております。それに伴いまして川西市でも特定事業主行動計画というのを作っております。その中には目的であるとか、計画期間であるとか、出産育児に関する休暇休業の取得促進であるとか、超過勤務の縮減、年次休暇取得の促進、それからあと女性の職員の活躍推進に向けた取り組み。そして役職別の女性管理職登用率なんかの数値を挙げています。こちらについては公表する義務がありますので、ホームページのほうに載せています。そういうことから、女性活躍推進法ができたということで、この行動計画ができていますので、そのことについて男女共同参画プランにも載せているというようなことでございます。

18 ページの 8 番の、特に女性の理工系分野への進路選択を支援する、取り組みますという、これについては下線引いてありますとおり、今回追加しているものです。これにつきまして、国のほうから女性活躍推進法ができまして、新しく市のプランを作りなさいというのも活躍推進法の何条かに挙がってるんですけれども、それにつきまして、国のほうから女性の理工系分野への進路選択を支援するということをプランにうたいなさいというふうに、内閣府男女共同参画局のほうから通達がまいっております。ということで、今回これを付けさせていただいて、今後生徒指導支援課のほうには、このように授業の中で、男性だけが理工に行くのではなく、女性もこういう理工系分野もどうですかというふうな進路選択であるとか、授業の中でも女性が理工系を選ぶような、そういう働きかけをしていっていただきたいなということで載せております。

この目標値につきましては、前回のこの10年間のプランの中の目標値そのままになっております。ですので、現状の数字を入れたときに、現状と目標数値がずれているというようなことになっております。ですので、今回 改訂にあたって、目標値のほうが低いようなものについては目標値を変更するということをしないといけないと 考えております。

【事務局】: 28 ページの評価指標の 13 の所ですけれども、現状平成 28 年度の数字が 60.3%ということで、間違いではないでしょうかというようなご指摘なんですけども、昨年実施しました男女共同参画に関する市民意識調査の結果報告ですね。これの 14 ページになりますけれども、そちらのほうでは 30 代の女性の就労率が 60.3%になってるということで結果が出ております。 5 年前は 48.8%でしたけれども、大幅に上昇してるということでございます。

【事務局】: 32 ページの17番の保育所待機児童数でございますが、現在29年4月1日では39人の待機児童がいます。この目標値につきましても、先ほど申しあげましたとおり、もう一度審議会でこのプランに議論をいただきました後、所管のほうに戻しまして目標値をどうするのかということで、基本はこの10年間のプランで目標値挙げてますので、変わらないとは思いますが、先ほど申しあげましたように、現状と目標値がずれているものについて、また到底社会情勢によって難しくなっているものについては、所管のほうでまた目標値を定めていきたいと思っています。

【会長】:ほか、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

【委員】: 16 ページの一番下の所でセクシャルマイノリティの人権に触れられているんですけれども、例として性同一性障害、性別違和という言葉は 2 回出てきますが、同性愛ということについては言葉として出てこないんです。文科省の通達のことも書いてあるんですけど、2010年までの文科省の通達では性同一性障害だけを対象としてて、同性愛についての配慮ということはなかった。2015年で性同一性障害だけじゃなくて LGBT 全体

への配慮が必要だというふうな通達になってきた経緯があると思うんですけど、人権の課題で言えば、性同一性障害については、一定理解が進んだけども、同性愛については、まだ学校現場とか社会全般の中での、同性愛というのは精神的な病で治るとかね、そういうふうな偏見というか間違ったことがあって、課題としては、同性愛のほうが理解が進んでいないというか、人権課題としては非常に深刻なのかなというふうに思っていて。だから言葉としては性同一性障害や同性愛をというふうな形で、どこかに同性愛の人権を積極的に肯定するような文言があれば、なおいいのではないかなというふうに思います。

それと、例えば、市営住宅のことなんかで、母子の優先枠を設けて、女性の権利うんぬんということがかいてあるんですけど、例えば課題として、同性愛のカップルが市営住宅に申込むということは川西市としては認めてない。近隣では大阪市とかいくつかは認めてるようですけど、そういうもしセクシャルマイノリティの人権ということであれば、そういう制度的なことについても、ここについては啓発学習ということにとどまっているんですけれども、制度改正ということも、私は踏み込んだほうがより望ましいのではないかというふうに思います。

それと 31 ページでワークライフバランスですけれども、男性の長時間労働が恒常化しているケースがあり、パートナーである女性の就業を困難にしていると。男性の過労死や自殺を抑止することがうんぬんと書いてあるんですけど、今の労働環境の実態からすれば、男性も女性も含めて過労、こないだも言いましたけど、大手広告代理店で女性の正社員が過労自殺するとか、あるいは学校現場でも若い女性の教員が過労自殺するとか、そういう事例も多くあるので、ちょっとこの男女共同参画プランでどう書くかなんですけど、労働実態とすれば女性も男性も過労死や過労自殺という側面が、私はあるんじゃないかなと。そのことが1つです。

もう一つは女性活躍ということなんですけれども、女性が活躍するということについては、私は全然異論ないし、歴史的、社会的に女性の就労というのが抑圧というか差別されてきたという側面はあるんですけれども、女性間の貧困の格差というのが非常に大きくなってきていて、だから一番見落とされているのは中年の女性で、非正規雇用で未婚の人の人権というのを、私は一番今取り上げられていないというか、見落とされてる部分じゃないかなというふうに思っていて、その辺のこともやっぱり触れていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

35 歳~54 歳で、働く未婚女性の4割近くが非正規雇用というデータもあると思うんですけど、活躍する女性の権利をしっかりと取り組んでいこうということと、一方で女性の貧困というか、非常に不安定な労働環境にある女性の人権のことも、私はやっぱり触れたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

3 つ目ですけど、副会長もおっしゃったんですけど、目標値で 100%というのがあるんですよ。例えば 62 ページで、男女共同参画プランを知っている人の割合、これ 100%で、目標としてこれ 100 目指すのは望ましい ことかもしれないけど、現実的にどういう取り組みされるのかなというのがちょっと気になります。以上 3 点です。

【会長】: ありがとうございます。ただいまの質問に対して、事務局、お答えよろしくお願いします。

【事務局】: 今おっしゃったことにつきましては、事務局でこれは入れますとか、これは入れませんということではなく、審議会の皆さま方で、この言葉についてはここに入れましょうということで、言っていただければそれはそのようにしたいと思います。最後の目標値100%というとこにつきましては、人権推進室になっていますので、そういうそのときの担当は100%にしようと思ってたぶん目標値を設定したんだと思います。ちょっとこれは検討させていただきます。以上です。

【会長】: ご回答いただきましたのは、委員のいろんな文言の部分で事務局側として、それはちょっとまだ事務局側で検討とかではなく、もうこちらで入れるべきだというふうになれば、今の LGBT の問題でありますとか、女性のいわゆる貧困ですね。その辺はこちらでどんどん積極的に入れてもいい文言であるというふうにご理解してよろしいでしょうか。

【事務局】: 例えばパートナーシップ制度を導入しますとかいうのは難しいかもしれないけれども、今おっしゃっ

てくださったような同性愛のこと、それから労働環境というのは女性も男性もということ、それから女性間の貧困についても。

【会長】: はい。むしろその3点で。

【事務局】: ごもっともだと思いますので、それについては積極的に、どの部分にどういうふうな形で入れたほうがいいというふうにご指摘いただけたらと思います。

【会長】: 分かりました。では積極的に案を盛り込んでいきたいと思います。

【委員】: ありがとうございます。先ほど作業部会のほうのお話を聞かせていただいて、今回中間点での見直しなので、まあまああまり大きく触らないでというところがありましたので、そういうことも大事にしていきたいなということは理解をした上で、文言的にとっても簡単な部分で、例えば 60 ページの 4 つ目の黒丸の所で、「有しており、NPO, NGO、」というのがあるんですね。このコンマが何か意味あるのかどうかというのが 1 個です。もう一つは例えば 18 ページであるとか、それからすみません。33 ページのところで、私すごいこだわって保育所のことをずっと言ってきたので、学校、幼稚園、保育所っていうのは、この間もずっと保育所入れてもらってるんですが、川西市内でも民間でも認定こども園ができ始めていますので、その文言は保育所、幼稚園、認定こども園という形で、同列で施策の方向としては入れていただきたいというふうに思うところです。

先ほど一番最初に言ったように、今ここで触るとややこしいので、次の課題としてっていうところでの、私は目標値の考え方です。先ほど女性の就労のM字バランスのことがありましたが、先ほど委員がおっしゃったように、私は女性が就労をして、このM字バランスの先ほどの割合ですよね。44.8%が60.3%になったからいいよねという、ちょっと短絡的には思えないところがあります。その雇用の実態であるとかいうような部分は、先ほどの男性たちの働き方や所得というところも大きな問題を抱えているだろうし、女性のもともと結婚出産で辞めなくていいよという目標の部分と、それからでも実際的には、夫婦で働いてても貧困だよね、みたいなところが見え隠れしているところがあったりとかするので、今どうこうではなくて、評価指標というところは、次の段階ではやっぱりしっかりと何を目標にするのかっていうのは見ていかなあかんねんなっていうところに、さっきの62ページの男女共同参画プランを知っている人の割合の100%です。ものすごい違和感があるんですね。知ってたらええんかいっていう話です。

一番最初の例えば川西市役所内の推進の本部とそれから幹事会と重点施策推進部会の話を聞きましたけれども、実際川西でもそんなもんやってことです。本来なら率先してやるべきところの事業者としての川西市の実態がこれなんだよ。だから今市役所で働いてる人、私はこの共同参画プランを知らないなんて言わないと思うんですね。でも実際に数値として上がってきてるかというと、上がってきてないよねという現実というところをしっかり見ていかないと、知っとったらええわではなくて、やっぱり実際に実現できてるのかとか、どういう位置付けにこの計画がなっているのかみたいなところまで掘り下げていかないと、具体的に進んでいきにくいだろうなというふうに思っているので、今どうこうということはありません。もちろん知っている人の割合は、そりゃみんな知っとったらええわなと思うのでね。だからやっぱり何度も積み重ねてきて、次のステップというところですので、その目標値というのは、先ほどの説明でもあったように、まだ見直してないというのもたくさんあるというふうに聞いていますので、それぞれの担当のところで、数値目標の数値だけが上がっていくということではなくて、内情の具体が、やっぱりきちんと実行されて、本当に前進していくというところをぜひ見ていただけたらなというふうに思ってるところです。

ただ今回アンケートを改めて取っていただいているのでね、その部分についてはうれしいのですが、アンケートの中の回答のところで、少し男女で年齢別にも偏りがあったりとかしてた部分があるのでこの数字をアンケートの結果そのものが本当に現実的かどうかというところの判断は、やっぱりしっかりしていかないと、次アンケート取ったときに、また回答の年齢構成や回答人数で少ない人数で分母分子が変わると、大きくパーセントが変わっていったりしますので、そこはやっぱり気を付けていかなあかんとこかなというふうに思いました。

だから先ほど言った、認定こども園の部分だけはぜひ書き加えていただけたらと思っています。

【会長】: ありがとうございました。 ほかいかがでしょうか。

【センター長】: 60ページのところです。上から4つ目の黒丸の所、市民活動センター長としてちょっと気になる、NPOとNGOを並列に並べているところが気になります。私はNPOの講座なんかもしますけれども、NGOはNPOの中に含まれる。だから並列ではなくて、ですので、NPOだけでいいと思います。だから何かよくNPOとNGOを何となく似てる言葉だから並べがちなんですけど、ここは並列にしないほうがいいとちょっと思いました。ぜひご検討いただきたいと思います。

【会長】: ありがとうございました。

【委員】: すみません。委員長。

【会長】: どうぞ。

【委員】: いえ、同じ所でね、さっき私コンマと点のことをちょっと質問しましたけど、違う場面ではね、NPOだけ書いてあって NGO 書いてない場所があるんです。なので、余計に何かわざわざここで NGO を入れて、コンマと点で違いがあるのかなって思ったので。ほかの所は NPO だけ書いてあった場所がありました。

【センター長】: 23ページ。

【委員】: 23 ページですか。すみません。23 ページだそうです。ありましたので、何かあるのかなと。そうですね。23 ページの 2 の 20 のところは「NPO などの」になってますので。

【センター長】: そのほうがいいと思います。ここで急に NGO が出てくるは唐突感が否めません。

【会長】: それは皆さんの案でいきたいと思います。削除ということですね。ほかの意見いかがでしょうか。

【委員】: 根本的にこのプランというものの今までの推移が分からないので的外れかもしれないんですが、うちの事務所でも経営計画って今年なんですけど 3 年後なんです。目標を立てます。抽象的な目標はいくらでも立てれるんですね。例えばうちの弁護士 1 人に相続分野に強い弁護士を目指すと。これは相続分野に精通した弁護士。どんな表現でも別に構わないですね。その抽象的表現はどうでもよくて具体的にそのために何をするんやっていうところを、数値目標を立てて落とし込んでいかないと、これは絶対目標立てた意味なくなってくるんです。絶対。だから例えばその弁護士が相続の勉強を今年重点的にやります。相続のセミナーを開催しますって言って回答してきたら、僕は突き返します。勉強を重点的にやるってどういう意味なんですか。例えば自分の存在を周知させるためにホームページを強化しますっていう、今回で言ったら具体的施策の所にそういうふうに書いて来たら、それは突き返しますね。ホームページを強化するというのは、具体的に月何件記事を書いて、コラムを書いて、毎月毎月数値としてちゃんと管理するように目標を立てさせるのですね。

そういう意味ですごい気になるのが、評価指標のほうは何か数字がありますけど、具体的施策のほうには全く 具体的な話は出てこなかった。どこ見てもほとんど具体的な話は出てこない。これで本当にプランと呼べるのか なという根本的な疑問がある。だからそこがぶれてるから、結局数値を100%という数字が入ったり、途中では、 32 ページやったら = ワークライフバランス = という言葉を知っているの割合が40%を目標にすると。これなん で50% じゃないのか、30%でないのか。何とでも言える数字を40 にしたり、50 にしたりしている。僕はそう いう議論をしている、議論のための議論を何かしているのかなと。そこを見直せられたら、もう少し具体的施策 で、年 1 回どこで、最初のほうに講演をしますと書いてるんですけど、何回するんですかとか、そういう議論をしたほうがよっぽど僕は具体性が出てきていいんじゃないかなと。まあでも過去のこの流れの中で、具体的施策の所に目標を落とし込むというふうにしてこなかったのでしないということなのかもしれないんですけど、私は今日初めて参加した立場として、やっぱりそこに強い違和感を覚えたというご意見です。

【会長】: ありがとうございます。今委員がおっしゃった本当ご意見というのは、先ほどのM字カーブの話で、数字だけが上がればいいとかいう部分も、本当の数字の裏側にある隠れた本当の背景であるとか内情というものを見て、初めて数字も意味があるものになるということと非常に関わる部分で、具体的施策と、われわれもよく部会でも検討します、啓発します、それだったらいくらでも努力しますとか、ついついそうなりがちな部分はなるべく外していこうということは、折に触れて結構強調してきたところはございます。まあなかなか直らない部分と言い切ってしまって、行政側というのは後責任を取らなければいけない部分があって、少しどうしてもやわらかい表現になる部分はありますけど、その辺事務局のほうもだいぶ努力はしていただき、なるべく断言というのは本当に難しい部分なんですけども、今委員の本当におっしゃる部分で、具体的施策があって初めて数字も生きてくるし、その数字がたとえ低くても、やはり現実性のある数字でやっていかないと、突拍子もない数字というのは、本当にかえって皆さんも何か違和感をお持ちだというふうに。その辺も踏まえて、最終的にこのプランを作るときに、プランを作るといいますか答申に行く際には、その辺もしっかりとこの審議会できっちり皆さんと共有意識を持って出していきたいという思いを持っておりますので、今のご意見も十分に踏まえていきたいと思っております。

【委員】: 先ほど会長がおっしゃったように、行政の立場からいろんな制約がある中で頑張ってらっしゃるという部分と、あと急に結論が出るものじゃない中を焦らず、意識改革していくという立場で、その辺はちょっと経営とは違う問題もあるのかなと。結論が出ないからあきらめるというのではなくて、ある意味結論が出なくても考え続けるということが必要な分野なのかなというのは、いつも考えながらやっています。それだけです。

【会長】: ありがとうございます。

【委員】: 今回の評価指標の所で、現状の数値だけ挙がってるデータが結構ありまして、始めたときとの変化の動向が分かるような表にしていただくというのはどうかなというふうにちょっと思うんですね。やはり例えば見ていて、18番の評価指標 32ページですけど、現状でも0%みたいなものとかは、やっぱり取り組みを抜本的に考えないといけないような分野のような気がしますし、そういったところで特に今委員からおっしゃられたようなところの中で、もっと具体的な施策が必要なものは何なのかということを見据えることもちょっと大事かなというふうに思って伺っておりました。

【会長】: ありがとうございます。ちょっとここ紙面の制約もあったりして、現状と、今こうだから目標をこう立てようという簡単な表になっておりますけども、委員のおっしゃるように過去からの推移といいますかね、いったんすごくよくなった時期もあるものも、ずいぶんとこの評価指標の中にあったりもします。その辺は具体的施策が、本当に成功している部分とぶれてしまっている部分と、皆さんが今ちょっと議論になっている、まさにそういう分野ですので、少し現状と目標だけでは、少し市民の方には分かりづらい部分と、本当過去からどうなってきたのかっていうのがちょっと見えづらいかもしれません。ちょっとその辺の工夫というのが必要になってくるかとは思うんですが、ただ一番最初にお断りしておりますように、これ中間の見直しということもあって、やっぱりその辺をちょっと触るというのが、触れるところと、ちょっと時系列的に前期がなく、後期が急にちょっとここがあるというので、触れるところまでは触りたいと思いますが、その辺委員のご意見もぜひちょっときっちり踏まえまして、ちょっとあと2回で、ちょっと事務局とも相談したいと思います。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

結構時間のほうも皆さん、2 時間近くになってまいりました。 ちょっと私のほうから皆さんがおっしゃってい

る所の追加なんですけれども、ちょっとやはり気付いた部分では、目標値を入れる部分で突拍子もない数字はちょっと控えようという話になっておりますが、例えば17ページの評価指標ナンバー4の目標のところなんですけど、「増加」とかですね、25ページの評価指標の10も「増加」とかですね。あといくつか全部私のほうではチェックしておりますが、「減少」とか、急に数字から言葉に変わっているところが5~6カ所あったかと思います。これはちょっと整合性としてですね。非常に何か私はこれも違和感があったんですね。結局17ページの評価指標の現状のところでも、44人中10人ということで、前回4人か何かだったのでまあ大幅に増加してるんですけど、ここの書き方もなぜパーセンテージじゃないのかと。これ計算したら大体約20.8か何かなんですけど、何か人数で書いてるんですが、何かパーセンテージに統一するんだったら統一するで、少しちょっと増加とかいうことがちょっと見直しをかけないといけないのではないかというふうには思っております。そこもまた事務局と相談させていただきたいと思います。

ほか、今日、これだけはぜひこの場で次回の宿題ということも踏まえまして、皆さんのほうでご質問、ご意見 ございましたら、ぜひ頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】: 12 ページの、家庭、地域、職場における学習機会の整備のところの15 の所に、携帯電話、インターネット上の性や暴力に関する有害うんぬんというところで、性の商品化が女性の人権を侵害していることなどについて啓発を行いますという文言があるんです。これはもちろんこのとおりなんですが、中間見直しでできるかどうかは別なんですが、後半のほうに児童の虐待というところでは文言として入ってくるんですが、今子どもたちの、男の子も女の子も含めた幼児の性の商品化ということも、かなりクローズアップをされている。そういうことなんかも啓発をしていくということはとても大事な部分なんだろうなというような時代に入ってきているので、そういったことがこの具体的施策の中で行けるかどうかっていうことも含めて、これからまた少し議論を、最近うんとやっぱりこのことがクローズアップされているのかなというふうに思っているところですので。

それからこの性の商品化というのはもちろん、すごい女性がターゲットになってますし、今は女性というだけではなくて、先ほどの貧困の問題であるとか、教育をあまり受けてこなかった方たちがそちらへ走って行かされてしまうとか、いったん足を踏み込んで逃げれなくなっているなんてことが、すごく社会的にも問題になってきているという状況があるという事実もあるので、そこにクローズアップされているというところもあるんですが、少しやっぱり性の商品化というとこでは、子どもたちも含めたというようなところも、イコール虐待だけではないと思っているので、入れられるようだったらお願いします。

【会長】: 副会長、いかがでしょうか。

【副会長】: 先ほどの委員の、やっぱり具体的な取り組みをもう少し書いとくほうがいいのではないかというご意見に関しましては、本当にもっともだなと思ったんですが、そしてあと委員ももう少し前の段階からの数値があると、今までの経緯が分かりやすいというお話だったことともちょっと関連しまして、例えば32ページの評価指標をはじめ、大体現状は平成28年で目標は34年ということで、6年のスパンで書いておられるんですが、実際は何と言うのか、今よく言われるゴール・アンド・タイムテーブル形式、方式っていうんでしょうか。例えば6年間の間にもう少し細かい、例えば29年にはこういうことをします。で、この数値に近づけます。30年にはこういうことをして31年にはこの数値に持っていきますというような。最終的にゴールは例えばワークライフバランスを知っている人ということであれば40%なんだけれども、そこに行き着くまでのタイムテーブルですよね。1年ごとにここまでの数値を持っていきます。そのためにこういうことをしますというようなやり方というのは、実際どこの部署も考えておられるんでしょうか。それともそういうのはないんでしょうか。すみません。何か質問のような、コメントのようなものなんですが。

【事務局】: この目標の34年の40%いうのは、まだ所管に確認を取っているものではなくて、何度も申しあげておりますが、第3次の川西市男女共同参画プランというのは10年のプランですので、その中に現状と目標値がありまして、その現状と目標値のところの目標はそのまま今回上げているということになります。現状につきま

しては、前回のプランでは、それぞれ 23 年度とか年代の現状を書いてるんですけど、それを 28 年度の現状を落とし込んだという状況です。先ほどからタイムテーブルということですが、まだそこには至っていない状況です。

【副会長】: 例えばですね。 今後はそういうふうな示し方をしてもらう。 それを提案するってことは可能なんでしょうか。

【事務局】: 可能です。あくまでも審議会のご意見ということですので。意識調査のほうは 5 年に 1 度なので、 意識調査の中の項目を指標にしているものについては、やはり現状は 5 年に 1 度しか挙がって来ないです。そ うではなくて、毎年数字が挙がっているものについては、毎年の数字を出すことはできます。

【委員】: 先ほど私の発言にも関連するんですけど、例えば一番最初の具体的施策 15 ページのナンバー1 の固定的な性別、役割、分担意識を解消するため、講座や講演会を開催しますと書いているんですが、これを少なくとも年 1 回は開催しますとか、僕は別に数字の所はコントロールしきれないところなので、そこをあんまり細かくやっても結局そのために何するかっていうところはコントロールできるはずなんです。やる気さえあれば。本当にやる気があるんだったら、講演会を少なくとも年 1 回開催しますと、なぜ書けないのかなというふうに思うので、具体的施策の所に、そういう別に大きな目標を立てろと言っているわけでなくて、5 年の間に 1 回、少なくとも 1 回とか、1 年に 1 回なのか。やる気が本当にあるなら書けるはずなので、そういう書ける所は書いてほしいなという意見を述べさせていただきます。

【会長】: ほかはよろしいでしょうか。

【委員】: 21 ページの政策決定過程の積極的な女性の促進ということなんですけど、黒丸の 2 つ目なんですけどね。ちょっと言葉づかいというか、言葉尻とらえるみたいなことになってしまうかもしれないけど、食の安心や安全の求められる中、農業への関心も高まっており、よって女性の視点がおおいに取り入れられるべきだという主張になってますね。一方別のところでは、男性が仕事で女性が家事労働という古典的な役割を打破していきましょういうて書いてありますやん。女性の視点イコール食の安心安全ということは、私は非常に旧弊な古典的な役割を女性に期待した文章になってしまってるんじゃないかなというふうに思うんですけど、ちょっとそれは考え過ぎ。女性が農業委員に入るとか、そんなんはどんどんいいんだと思うんだけど、この書き方やったら旧弊な女性の役割をこのプランですら求めているんじゃないかなと思うんですけど。言うてること分かります?

【会長】: 分かります。 すごくよく分かりますね。 これは前回からそのままということで、アンダーラインがない ので。

【委員】: いや、それは分かって。ですから、求められてること以上のことをしゃべってしもうてるのかも分からないけど。

【会長】:違うんです。むしろ触っていただきたいので、何かアンダーラインのない所を見過ごしちゃってるので、むしろ今のご指摘非常に大切なとこで、見過ごしてるとこなんですよ。だから改めてその辺もう一回読み直さないといけない部分がむしろありますので、ちょっと時間も押しておりますので、ここは宿題で、委員もいい作文ができますならば、何かぜひ持っていただけると、一番。こちらでチェックしておきますので、次回ここから審議を開始ということにさせていただきたいと思います。非常に本当、読めば読むほど何かおかしく見えてくるところがあるかもしれません。旧弊的なところっていうのはあるかもしれませんけどね。

皆さん、リズムに乗っていただくと、あちこちいろいろとまた見えてくる部分もおありかと思いますけれども、 活発なご議論ありがたく思いますけれども、ちょっと時間も押してまいりましたので、皆さんのご帰宅にもさわ りますし、そろそろちょっと今回私の不手際で、ちょっと 9 時回りそうでございますけれども、今日のご意見、皆さまのものを事務局のほうも参考にしていただき、次回またさらにブラッシュアップした審議会にしていきたいと思っております。

そうしましたら、次に議題4、その他というところで、事務局よりご説明お願いいたします。

議題4 その他 について

【事務局】:今後のスケジュール、日程調整の関係なんですけれども、答申にあたるスケジュールにつきましては、 先ほどご説明申しあげましたとおりでございます。次の審議会につきましては、6月下旬ごろ開いていただきたいなというふうに思っておりますので、また別途後日日程調整の一覧表を送らせていただきますので、またマル、 ペケ、また時間帯ですね。ご記入をいただきまして、事務局のほうまでご返送いただけますでしょうか。 開催日時が決まり次第、またご案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】:そのほか特にございませんでしょうか。今日初めての方もいるので、どうぞおおいに PR くださいませ。

【センター長】: それじゃあ簡単に。パレット川西といわれている、さっきも認知度がなかなか上がらなくて、あの数字は何なんだろうとちょっと悩んでるんですけれど、年に 1 回文化祭のような利用登録グループ 100 団体のうち 50 団体ぐらいが参加しながら、みんなで話し合いながらこういうことをやっております。ぜひお時間がありましたら、お運びいただければ。このチラシはマネージャーが精魂込めて作ってくれました。よろしくお願いします。

【会長】: ありがとうございました。以上で本日の議事を全て終了したことになります。それでは司会のほう、事務局にお返しします。

~審議終了~

【事務局】: 会長、どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見を踏まえまして、答申案の修正作業を進めてまいります。